

日弁連総第176号
2012年（平成24年）2月24日

警察庁長官
片桐 裕 殿

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児

警 告 書

当連合会は、X外6名申立てに係る人権救済申立事件（2009年度第15号事件）につき調査した結果、貴庁に対し、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

- 1 岩手県警察本部は、A氏を犯人と断定する内容の「公開手配ポスター」を作成して全国の警察署、交番、駅、バスターミナルなどに掲示した。
また、警察庁は、A氏を犯人と断定する内容の懸賞広告をホームページ上に掲載したり、あるいはホームページ上に、岩手県警察のウェブサイト上に保存されたA氏を犯人と断定する内容の画像（「懸賞広告」と題するpdf形式の画像）ファイルとのリンクを設定するなどしていた。
さらに、ポスター等の記載そのものにはA氏を犯人と断定するような記載がなくても、掲示・掲載を行う際に、ポスター等の周囲に「犯人逃亡中」などと記載した張り紙等を付加するなどすることによって、ポスター等とその付随物とが一体となって、全体としてA氏を犯人と断定する内容の掲示がなされているケースも、全国各地で多数みられる。
これらは、いずれもA氏を殺人犯人と断定するものであって、A氏の、犯人と断定されない権利及び名誉権を著しく侵害している。
- 2 よって、当連合会は、貴庁に対し、
 - ① 今後、都道府県警察のウェブサイトにおいて、被疑者を犯人と断定するような表現を行わないよう指示・命令・要請するよう警告する。
 - ② 全国の警察署、交番、駅、バスターミナルなどに掲示されている懸賞広告又は「公開手配ポスター」のうち、A氏を犯人と断定する内容のものものの掲示を中止するよう指示・要請し、それ以外の内容のものであっても、掲示のやり方によってあたかもA氏が犯人であると断定するかのようなものについては、そのような掲示方法を直ちに中止すべく指示・命令・要請するよう警告する。

第2 警告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

以上

日弁連総第176号
2012年（平成24年）2月24日

岩手県警察本部長
高木 紳一郎 殿

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児

警 告 書

当連合会は、X外6名申立に係る人権救済申立事件（2009年度第15号事件）につき調査した結果、貴警察本部に対し、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

- 1 岩手県警察本部は、A氏を犯人と断定する内容の「公開手配ポスター」を作成して全国の警察署、交番、駅、バスターミナルなどに掲示した。
また、警察庁は、A氏を犯人と断定する内容の懸賞広告をホームページ上に掲載したり、あるいはホームページ上に、岩手県警のウェブサイトに保存されたA氏を犯人と断定する内容の画像（「懸賞広告」と題するpdf形式の画像）ファイルとのリンクを設定するなどしていた。
さらに、ポスター等の記載そのものにはA氏を犯人と断定するような記載がなくても、掲示・掲載を行う際に、ポスター等の周囲に「犯人逃亡中」などと記載した張り紙等を付加するなどすることによって、ポスター等とその付随物とが一体となって、全体としてA氏を犯人と断定する内容の掲示がなされているケースも、全国各地で多数みられる。
これらは、いずれもA氏を殺人犯人と断定するものであって、A氏の、犯人と断定されない権利及び名誉権を著しく侵害している。
- 2 よって、当連合会は、貴警察本部に対し、
 - ① 貴警察本部が作成したA氏を犯人と断定する内容の「公開手配ポスター」を全て回収して廃棄するよう警告する。
 - ② 今後、貴警察本部のウェブサイトにおいて、被疑者を「犯人」と断定する表現を行わないよう警告する。
 - ③ 全国の警察署、交番、駅、バスターミナルなどに掲示されている懸賞広告又は「公開手配ポスター」のうち、A氏を犯人と断定する内容のものについては掲示を中止するよう指示・要請し、それ以外の内容のものであっても、掲示のやり方によってあたかもA氏が犯人であると断定するかのようなものについては、そのような掲示方法を直ちに

中止するよう指示・命令・要請するよう警告する。

第2 警告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

以上

岩手県警察本部等による指名手配及び捜査特別報奨金に
関する人権救済申立事件調査報告書

2012年2月17日
日本弁護士連合会
人権擁護委員会

事件番号 2009年度第15号
受付日 2009年（平成21年）6月19日
申立人 X 外6名
相手方 警察庁，岩手県警察本部

第1 結論

当委員会は調査の結果，

- 1 警察庁に対して別紙のとおり警告を，
- 2 岩手県警察本部に対して別紙のとおり警告を行うべきと考える。

第2 申立ての概要

- 1 2008年（平成20年）7月1日に，岩手県B村の沢でC（以下，「C1」という。）の絞殺死体が見つかった。

なお，C1には，同姓同名，同年齢，同性の友人（以下，「C2」という。）がいる。

- 2 Aは，C2と交際していたことがあり，また殺害されたC1とも友人関係にあった人物である。

Aは，事件発覚直後の同年7月2日以降行方不明である。

岩手県警察本部は，Aが同年6月28日午後10時30分頃C1を呼び出し，その後同年7月1日までの間に，自動車内で同女の首を絞めて殺害したとの殺人容疑で，Aを全国指名手配した。

- 3 岩手県警察本部は，同年9月4日，Aの上半身写真などを大きく載せ，「17歳（当時）の少女を殺害した犯人です。」と明記した「公開手配ポスター」1万枚を作成し，全国の警察署や駅などの施設に貼り出し，そのホームページでも同ポスターを閲覧できるようにした。

- 4 警察庁は，同年10月31日に，Aについて，同年11月1日から翌2009年（平成21年）10月31日までを応募期間とし，上限を100万円とする捜査特別報奨金に関する広告を実施することを決め，2008年（平成20年）11月1日から公表した。

警察庁は，この広告でAを「被疑者」と記載しているが，この広告を掲載している警察庁のホームページからは，Aを「犯人」と断定する岩手県警察本部のホームページにリンクが張られており，一般の人が両者を一体のものとして見るようにできている。

5 ところで、本件は、同姓同名、同年齢、同性で友人関係にあった2人の「C」が関係し、Aはこのいずれとも交際または友人関係にあったことなどを始めとして、複雑な背景事情が見受けられる。

そのため、Aの家族や被害者遺族等は、2009年（平成21年）5月13日に、岩手県警察本部及び警察庁に対して、詳細な情報提供を申し出た上で再捜査を要請し、岩手県公安委員会及び国家公安委員会に対して、本件捜査に関する岩手県警察本部及び警察庁の対応をチェックするよう要請したが、その後、何の反応もないまま推移している。

6 そこで、Aの家族と、Aの「共犯者」ではないかと疑われている者らが申立人となって、憲法31条、無罪推定の原則違背を理由に、岩手県警察本部及び警察庁を相手方として、本件人権救済が申し立てられた。

申立ての趣旨は、

- ①岩手県警察本部は、Aを指名手配するについて、同人が殺人事件の「犯人」と断定するような表示を中止すること。
- ②警察庁は、岩手県警察本部が、Aを殺人事件の犯人として指名手配することを前提とするAに対する捜査特別報奨金に関する広告を中止すること。

それに対して、2010年3月25日、上記申立の趣旨について本調査を開始する旨の予備審査結果が承認され、本調査が開始された。

第3 調査の経過

2009年（平成21年）	6月19日	申立て受付
	7月23日	予備審査開始
2010年（平成22年）	12月11日	申立代理人から事情聴取
	3月25日	予備審査結果承認、本調査開始
	8月3日	岩手県警察本部及び警察庁に対し照会
	8月30日	岩手県警察本部及び警察庁から回答

第4 当委員会の判断

1 事実関係

当委員会が証拠により認定した事実は以下のとおりである。

(1) 全国指名手配

岩手県警察本部は、2008年（平成20年）9月4日にカラーA3版の

「公開手配ポスター」1万枚を作成し、全国の警察署、交番、駅、バスターミナルなどに掲示した（以下「本件指名手配」という。）。

同ポスターには、Aの顔写真と全身写真のほか、氏名、生年月日、年齢、身体の特徴が掲載され、さらに以下の記載があった。

- ・ 「岩手県B村地内における女性殺人事件」
- ・ 「犯人逃亡中！」
- ・ 「17歳（当時）の少女を殺害した犯人です」
- ・ 「犯人を全国に指名手配し追跡捜査中」
- ・ 「犯人発見にご協力を！」

(2) 捜査特別報奨金広告

① 警察庁は、捜査特別報奨金に関する広告（以下、「懸賞広告」という。）を公表した。

警察庁が公表した懸賞広告は、次のとおり、応募期間を2008年（平成20年）11月1日から2009年（平成21年）10月31日までとするもの（以下「本件懸賞広告1」という。）と、それ以降2011年3月までのもの（以下「本件懸賞広告2」という。）及び2011年3月の東北地方太平洋沖地震以降のもの（以下「本件懸賞広告3」という。）の、少なくとも3種類のものがあった。

② 本件懸賞広告1について

警察庁は、2008年（平成20年）10月31日に、Aについて、応募期間を同年11月1日から2009年（平成21年）10月31日まで、捜査特別報奨金の上限を100万円とする懸賞広告を公表した。

警察庁はホームページ上に懸賞広告を掲載した。

すなわち、同ページにある「捜査特別報奨金（公的懸賞金）」をクリックし、「捜査特別報奨金に関する公告（平成20年10月31日官報掲載）から」をクリックすると、2008年（平成20年）10月31日付けの「捜査特別報奨金に関する公告」が表示され、そこに「対象事件の被疑者として手配中のA（△歳）の所在に関する情報をお寄せください！」との記載が、Aの顔写真とともに表示された。この「指名手配被疑者の写真」と題されたAの顔写真をクリックすると、懸賞広告が表示された。

本件懸賞広告1には、Aの上半身と全身の写真のほか、氏名や生年月日、身体の特徴とともに、以下の記載があった。

- ・ 「岩手県B村地内における女性殺人事件」
- ・ 「17歳（当時）の少女を殺害した犯人です。」

- ・ 「報奨金は、犯人逮捕に最も有力な情報を提供した方に支払います」
また、情報提供先としては、岩手県警察署捜査本部が掲載されていた。

③ 本件懸賞広告2について

警察庁は、捜査特別報奨金の募集期間を2009年（平成21年）11月1日から2010年（平成22年）10月31日までに延長し、さらに、2010年（平成22年）9月30日に、報奨金の上限を300万円、応募期間を同年11月1日から2011年（平成23年）10月31日までとする形で更新し、2011年（平成23年）9月29日には、応募期間を2012年（平成24年）10月31日までとして更新した。

警察庁のホームページにある「捜査特別報奨金（公的懸賞金）」をクリックすると、「捜査特別報奨金制度の実施」が表示される。ここから「捜査特別報奨金に関する広告（平成22年9月30日掲載）」をクリックすると、2010年（平成22年）9月30日付けの「広告の対象事件」が表示され、そのページの中ほどに、「B村地内（現在市）における女性殺人・死体遺棄事件」がAの顔写真とともに表示される。この「指名手配被疑者の写真」と題されたAの顔写真をクリックすると、捜査特別報奨金に関する広告（以下「懸賞広告2」という。）が表示された。

本件懸賞広告2には、Aの顔写真や氏名、年齢とともに、以下の記載があった。

- ・ 「指名手配犯」
- ・ 「岩手県B村地内女性殺人事件」
- ・ 「報奨金は、犯人逮捕に最も有力な情報を提供した方に支払います」
また、情報提供先としては、岩手県警察署捜査本部が掲載されていた。

④ 本件懸賞広告3について

岩手県警察本部の現在のウェブサイトは、東北地方太平洋沖地震以降、暫定版が表示されており、警察庁のホームページの「捜査特別報奨金（公的懸賞金）」の「広告の対象事件」からリンクされる、本件懸賞広告3は、以下の記載となっている。

- ・ 「指名手配」
- ・ 「岩手県市B女性殺人事件」
- ・ 「捜査特別報奨金300万円（上限）」

すなわち、犯人であるとの表現は、削除されている。

2 判断

(1) 無罪推定の原則及び名誉権の保障

無罪推定の原則は、有罪判決が確定するまでは無罪と扱われる権利であり、かかる権利は適正手続を定める憲法31条によって保障されている。また、名誉権は憲法13条によって保障されている。

そして、この無罪推定の原則と名誉権とが、被疑者にも保障されていることはいままでのまではない。

(2) 無罪推定の原則及び名誉権の保障内容と程度

被疑者は、無罪推定の原則の下では、犯罪の嫌疑はあったとしても、「犯人」、すなわち、確定的に有罪である者として扱われない権利を保障されている。そして、「犯人」と断定されない権利も、かかる権利の一内容として保障されている。

また、「犯人」か否か、すなわち「犯罪を行った」か否かは、名誉、信用に直接にかかわる重大事項であるから、名誉権の一内容としても、「犯人」とであると断定し、名指しをされない権利が保障されている。この点、そもそも、有罪判決が確定し、もはや無罪推定の原則が及ばない者の前科・前歴でさえ、「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」（最判昭和56年4月14日第3小法廷・判時1001号3ページ）とされていることに照らせば、無罪推定の及ぶ被疑者の前述の名誉権は、前科・前歴についてのプライバシー権よりも一層強く、憲法上保障されているというべきである。

(3) 本件における人権侵害

① 本件指名手配について

本件指名手配には、

- ・ 「岩手県B村地内における女性殺人事件」
- ・ 「犯人逃亡中！」
- ・ 「17歳（当時）の少女を殺害した犯人です」
- ・ 「犯人を全国に指名手配し追跡捜査中」
- ・ 「犯人発見にご協力を！」

といった記載があるが、これは、岩手県警察本部が、Aこそが「岩手県B村地内における女性殺人事件」で「17歳（当時）の少女を殺害した」「犯人」とであると断定して公表しているものにほかならない。

② 本件懸賞広告1について

本件懸賞広告1にも、

- ・ 「岩手県B村地内における女性殺人事件」
- ・ 「17歳（当時）の少女を殺害した犯人です。」
- ・ 「報奨金は、犯人逮捕に最も有力な情報を提供した方に支払います」といった記載があり、Aこそが「岩手県B村地内における女性殺人事件」で「17歳（当時）の少女を殺害した」「犯人」とであると断定して公表がなされている。

なお、本件懸賞広告1は警察庁のホームページからリンクをたどる形になっており、情報提供先として岩手県警察署捜査本部が掲載されていることに照らせば、かかる公表行為は警察庁及び岩手県警察本部が共同してしたものと評価できる。

③ 本件懸賞広告2について

本件懸賞広告2には、

- ・ 「指名手配犯」
- ・ 「岩手県B村地内女性殺人事件」
- ・ 「報奨金は、犯人逮捕に最も有力な情報を提供した方に支払います」といった記載がある。

かかる記載は、本県指名手配や本件懸賞広告1に比べれば、若干のトーンダウンはあるが、依然として、「指名手配犯」、「犯人逮捕」との記載があり、Aこそが「岩手県B村地内女性殺人事件」の「犯人」とであると断定していることに変わりはない。

なお、本件懸賞広告2についても、その掲載方法が本件懸賞広告1と同様であることに照らせば、警察庁及び岩手県警察本部が共同して公表しているものと評価できる。

④ 人権侵害に該当すること及び侵害の程度

このように、本件指名手配、本件懸賞広告1及び本件懸賞広告2は、いずれもAが殺人犯人であると断定するものにほかならず、Aの、犯罪者扱いされない権利及び名誉権を侵害している。

そして、Aの被疑事実が殺人という重大事件であること、初期の「公開手配ポスター」だけでも大量に（1万枚）作成・配布されたこと、懸賞広告がなされ、報奨金額が100万円から300万円に増額されるなど、多くの国民の関心を呼んでいることなどの諸事情に照らせば、殺人犯人と断定し公表されているAの名誉権侵害の程度は甚大であるというほかない。

なお、捜査上、多くの国民の興味と関心を引くためにインパクトのある公告をする必要があったとの主張もあり得ようが、このような捜査の必要

性により人権侵害を正当化する余地はない。

なぜなら、無罪推定の原則の下では、被疑者を「犯人」と断定することは許されず、本件ではAを「犯人」と断定するポスター等は許されない。また、捜査の必要性については、顔写真と情報提供の呼び掛けがなされるだけで足りるものであり、事件の「犯人」とであると断定する形ではなくても十分に全うできるからである。

したがって、本件においては、「捜査の必要」から正当化する余地はなく、Aを殺人犯人と断定し公表している本件指名手配、本件懸賞広告1及び本件懸賞広告2は、いずれも無罪推定の原則を無視し、Aの名誉権を侵害するものである。

第5 結論

- 1 以上に述べたとおり、警察庁及び岩手県警察本部による無罪推定の原則の無視、名誉権侵害の程度は著しい。現在は改善されていることは認められるが、長期間にわたって違法状態が続いていたことは看過できないものである。

よって、警察庁及び岩手県警察本部に対して別紙の警告を行うことが相当である。

- 2 なお、指名手配等のポスターの記載そのものには「犯人」と断定するような記載がなくても、その掲示の具体的なやり方によっては人権侵害（名誉権等の侵害）となり得ることは当然である。

例えば、ポスターを掲示する際に、ポスターの周囲に「犯人逃亡中」などと記載した張り紙等をするといったような場合である。

このように、ポスター等そのものについては人権侵害性がなくとも、その掲示・掲載の仕方によっては人権侵害となることがあり、実際、このような掲示の仕方は全国各地で多数見られるところである。

そこで、警察庁を始めとする捜査機関に対し、ポスター等の内容だけでなく、その掲示・掲載方法等も含め、無罪推定の原則及び名誉権を侵害することのないよう求めるものである。

以 上